

2021年11月

投資家の皆様へ

BNYメロン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社

「BNYメロン・新興国ソブリン・ファンド（円ヘッジ）」  
信託終了（繰上償還）予定に関するお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

追加型証券投資信託「BNYメロン・新興国ソブリン・ファンド（円ヘッジ）」は、2011年3月1日の設定以来運用を行ってまいりましたが、受益権口数は信託約款第39条に定められた信託契約の解約（繰上償還）の基準である10億口を大きく下回っている状況です。

弊社といたしましては、上記の事情を鑑み、今後、運用の基本方針に則った運用の継続が困難となることが懸念されるため、信託契約を解約し、お預かり致しました運用資産を受益者の皆様へお返しすることが受益者の皆様にとって有利であると判断致しました。

この信託終了（繰上償還）につきましては、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に従い、書面による決議を実施致します。

何卒、ご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

◆ 書面決議の手続および日程

- |                                       |               |
|---------------------------------------|---------------|
| ① 受益権数の確定                             | 2021年11月19日   |
| ② 書面による議決権の行使期限                       | 2021年12月20日まで |
| ③ 書面による決議の日<br>（信託終了（繰上償還）の可否が決定される日） | 2021年12月21日   |
| ④ 信託終了（繰上償還）予定日                       | 2022年2月14日    |

この信託終了（繰上償還）については、2021年11月19日時点の受益者（2021年11月17日までに取得の申し込みをされた方を含みます。）を対象としております。

本書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上の賛成をもって可決された場合、2022年2月14日をもって信託を終了（繰上償還）いたします。なお、解約の申込みは2022年2月8日までとなります。

以上